

広島県告示第千百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年十月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市天応町字砂走り山二〇二五二番一地从先から 呉市天応町字砂走り山二〇二五七番一地从先まで			一一・六〇 一一・四〇	六四・八〇	
	六〇・〇〇 六〇・〇〇			六四・八〇	拡幅